

1 犬山市国民保護計画の概要及び変更経緯

(1) 概要

犬山市国民保護計画は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」やその他法令、基本指針及び愛知県国民保護計画を踏まえ、平成19年3月に作成したものです。

計画内容は、国民の安全を脅かす事態が発生し、又はそのおそれのある場合に、国民の生命、身体及び財産を保護するため、市の実施する避難、救援、武力攻撃災害への対処をはじめ、対策本部などの実施体制、平素からの訓練、備蓄及び啓発に関する事項などを定めたものとなっています。

(2) 変更の経緯

平成27年から令和5年に変更された愛知県国民保護計画及び国民の保護に関する基本方針の変更（平成29年12月19日閣議決定）にあわせ、必要な事項の修正を行います。

2 犬山市国民保護計画の変更について

◆国民保護計画変更の根拠

市国民保護計画は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならないとされており、県国民保護計画などと整合性の確保を図るよう努めなければならないとされています。（国民保護法第35条）。

また、国民保護計画の作成、変更に当たり重要事項を審議することが市町村協議会の所掌事務とされています。（国民保護法第39条）。

裏面に続く→

3 協議を要する修正箇所

①警報の伝達方法に関する変更

【新旧対照表 P 9 第4章第1項第2号(1)】

【新旧対照表 P10 第4章第1項第2号(1)の②】

②保健衛生の確保に関する変更

【新旧対照表 P14 第9章第1号(1)】

※当該箇所は新旧対照表中 囲い

4 協議を要さない修正箇所（軽微な修正）

①法令番号の追記（新旧対照表 P1、15）

②「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の記載に合わせた修正
(新旧対照表 P1)

③時点修正（新旧対照表 p 2）

④内閣官房 web ページの記載に合わせた修正（新旧対照表 p 3）

⑤国民の保護に関する基本指針の変更に伴う修正
(新旧対照表 p 3、4、6、11、12、13)

⑥国民保護法に合わせた表記の整理
(新旧対照表 p 6、7、8、13、15)

⑦地域防災計画との整合（新旧対照表 p 8、9）

⑧愛知県災害廃棄物処理計画の改定に伴う修正（新旧対照表 p 14）

⑨平和安全法制整備法の変更に伴う修正（新旧対照表 p 16）

※新旧表対照表の表記

赤字 = 愛知県国民保護計画に伴う変更・その他

青字 = 国民の保護に関する基本方針に伴う変更